

条例改正の背景・課題

施行期日

令和7年7月1日

- ①令和5年5月に児童相談所が関与していた児童の死亡事例が発生。第三者による検証委員会において「体制づくり」「関係機関との連携強化」「人材育成(研修)」を課題とする報告書がとりまとめられた。
- ②児童虐待相談対応件数が増加し、平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移。
- ③令和4年の児童福祉法改正及び三重県子ども条例の改正(令和7年4月1日施行)による、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進。

条例改正の考え方

- ①体制づくり・・・子どもの権利擁護の取組の推進、未然防止の取組の推進
- ②関係機関との連携強化・・・子どもの安全確認・安全確保の連携強化、連携体制の強化
- ③人材育成・・・児童相談所職員等の専門職・専門組織としての質の向上

主な改正のポイント

第1章 総則

- 子どもの権利擁護の推進
保護者の責務について、子どもの人権を尊重することを明記【第8条】
- ためらわず通告することの徹底
虐待のおそれのある事案を発見した際の通告を関係機関等の責務として規定し、ためらわず通告することを徹底【第9条】
- 三重県全体で連携しワンチームで支援をつなぐことを推進
虐待の早期発見・早期対応、子ども及び家庭への支援について、県、市町及び関係機関等の一層の連携を強化【第9条の2】

第2章 未然防止

- 虐待の発生予防、未然防止の取組の推進
妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者への支援を推進【第11条第3項～第5項】
- 子どもの安全確認・安全確保の連携強化
乳幼児検診未受診等で子どもの安全確認ができない場合、市町から児童相談所に通知し、連携して安全確認を徹底【第11条第6項、第7項】

第3章 早期発見及び 早期対応

- 子どもの安全確認・安全確保の連携強化
通告後の対面による子どもの安全確認の徹底、並びに、市町及び警察等の関係機関等と一層の連携を強化【第12条】

第4章 保護及び支援

- 子どもの安全確保のため、家庭復帰の際の引継ぎの徹底
子どもの安全確保のために必要な措置を講じるため、一時保護を解除し、家庭復帰する際の引継ぎを徹底【第16条】
- 子どもが安全に安心して意見表明ができる支援の強化
子どもが安全に安心して意見表明できるよう必要な体制を整備し、子どもの権利擁護を促進【第18条】
- 社会的養護経験者(ケアリーバー)の自立支援を強化
児童養護施設等を退所した者の実情把握に努め、生活や就労に対する相談体制を整備し、自立支援を強化【第19条】

第5章 子どもを虐待から 守るための体制の 整備及び施策 の推進

- 警察、医療機関との連携体制の強化
子どもを虐待から守るための体制の整備に、警察及び医療機関との連携体制を強化【第21条、第22条】
- 児童相談所職員等の専門職・専門組織としての質の向上
体系的かつ計画的に研修を行い、児童相談所職員等の専門的な知識及び資質の向上を図る【第27条】

施策の総合的な推進

- 子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的に推進するための計画を策定【第25条】
- 子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める【第29条】